

事 務 連 絡
令和2年6月23日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて
(その23)

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて通知するとともに、別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。



(別添)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
健康保険組合 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中
警察庁長官官房給与厚生課 御中
防衛省人事教育局 御中
労働基準局労災管理課 御中
労働基準局補償課 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事 務 連 絡
令和2年6月23日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その23)

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

(別添)

問1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その12)」(令和2年4月18日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「4月18日事務連絡」という。)において、「特定集中治療室管理料等を算定する病棟において、人工呼吸器管理等を要する重症の新型コロナウイルス感染症患者については、別表1に示す点数を算定できる」とこととされているが、DPC対象病院の病棟においては、どのような取扱いとなるか。

(答) 医療資源を最も投入した傷病名として「U07.1 COVID-19」を選択した患者等、医科点数表により算定する患者については、4月18日事務連絡等と同様の取扱いとなる。

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十三号。以下「DPC病院算定告示」という。)により算定する患者のうち、新型コロナウイルス感染症患者として入院措置がなされている期間については、DPC病院算定告示別表4から6までに規定する点数に代えて、次に示す点数を算定する。

				届出を行った入院基本料		
				特定機能病院入院基本料	専門病院入院基本料	その他の入院基本料
項目				点数		
救命救急入院料	救命救急入院料1	3日以内の期間		18,352	18,552	18,614
		4日以上7日以内の期間		16,406	16,606	16,668
		8日以上14日以内の期間		13,700	13,900	13,962
		15日以上30日以内の期間		14,205	14,205	14,220
		31日以上35日以内の期間		14,412	14,412	14,412
	救命救急入院料2	3日以内の期間		21,510	21,710	21,772
		4日以上7日以内の期間		19,278	19,478	19,540
		8日以上14日以内の期間		16,648	16,848	16,910
		15日以上30日以内の期間		17,153	17,153	17,168
		31日以上35日以内の期間		17,360	17,360	17,360
	救命救急入院料3	救命救急入院料	3日以内の期間	18,352	18,552	18,614
			4日以上7日以内の期間	16,406	16,606	16,668
			8日以上14日以内の期間	13,700	13,900	13,962
			15日以上30日以内の期間	14,205	14,205	14,220
			31日以上35日以内の期間	14,412	14,412	14,412

		広 範 囲 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 料	3 日以内の期間	18, 352	18, 552	18, 614		
			4 日以上 7 日以内の期間	16, 406	16, 606	16, 668		
			8 日以上 14 日以内の期間	14, 542	14, 742	14, 804		
			15 日以上 30 日以内の期間	15, 047	15, 047	15, 062		
			31 日以上 60 日以内の期間	15, 254	15, 254	15, 254		
	救命救急入院 料 4	救 命 救 急 入院料	3 日以内の期間	21, 510	21, 710	21, 772		
			4 日以上 7 日以内の期間	19, 278	19, 478	19, 540		
			8 日以上 14 日以内の期間	16, 648	16, 848	16, 910		
			15 日以上 30 日以内の期間	17, 153	17, 153	17, 168		
			31 日以上 35 日以内の期間	17, 360	17, 360	17, 360		
		広 範 囲 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 料	3 日以内の期間	21, 510	21, 710	21, 772		
			4 日以上 7 日以内の期間	19, 278	19, 478	19, 540		
			8 日以上 14 日以内の期間	16, 648	16, 848	16, 910		
			15 日以上 30 日以内の期間	15, 047	15, 047	15, 062		
			31 日以上 60 日以内の期間	15, 254	15, 254	15, 254		
		特 定 集 中 治 療 室 管 理 料	特定集中治療 室管理料 1	7 日以内の期間		26, 328	26, 528	26, 590
				8 日以上 14 日以内の期間		23, 172	23, 372	23, 434
				15 日以上 30 日以内の期間		23, 677	23, 677	23, 692
				31 日以上 35 日以内の期間		23, 884	23, 884	23, 884
			特定集中治療 室管理料 2	特 定 集 中 治 療 室 管 理 料	7 日以内の期間		26, 328	26, 528
8 日以上 14 日以内の期間					23, 172	23, 372	23, 434	
15 日以上 30 日以内の期間					23, 677	23, 677	23, 692	
31 日以上 35 日以内の期間					23, 884	23, 884	23, 884	
広 範 囲 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 料	7 日以内の期間			26, 328	26, 528	26, 590		
	8 日以上 14 日以内の期間			23, 572	23, 772	23, 834		
	15 日以上 30 日以内の期間			24, 077	24, 077	24, 092		
	31 日以上 60 日以内の期間			24, 284	24, 284	24, 284		
特定集中治療 室管理料 3	7 日以内の期間		17, 300	17, 500	17, 562			
	8 日以上 14 日以内の期間		14, 142	14, 342	14, 404			
	15 日以上 30 日以内の期間		14, 647	14, 647	14, 662			
	31 日以上 35 日以内の期間		14, 854	14, 854	14, 854			
特定集中治療 室管理料 4	特 定 集 中 治 療 室 管 理 料	7 日以内の期間		17, 300	17, 500	17, 562		
		8 日以上 14 日以内の期間		14, 142	14, 342	14, 404		
		15 日以上 30 日以内の期間		14, 647	14, 647	14, 662		

			31 日 以上 35 日 以内の期間	14, 854	14, 854	14, 854
		広 範 囲 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 料	7 日 以内の期間	17, 300	17, 500	17, 562
			8 日 以上 14 日 以内の期間	14, 542	14, 742	14, 804
			15 日 以上 30 日 以内の期間	15, 047	15, 047	15, 062
			31 日 以上 60 日 以内の期間	15, 254	15, 254	15, 254
ハ イ ケ ア ユ ニ ッ ト 入 院 医 療 管 理 料	ハ イ ケ ア ユ ニ ッ ト 入 院 医 療 管 理 料 1	14 日 以内の期間		11, 616	11, 816	11, 878
		15 日 以上 30 日 以内の期間		12, 121	12, 121	12, 136
		31 日 以上 35 日 以内の期間		12, 328	12, 328	12, 328
	ハ イ ケ ア ユ ニ ッ ト 入 院 医 療 管 理 料 2	14 日 以内の期間		6, 354	6, 554	6, 616
		15 日 以上 30 日 以内の期間		6, 859	6, 859	6, 874
		31 日 以上 35 日 以内の期間		7, 066	7, 066	7, 066
脳 卒 中 ケ ア ユ ニ ッ ト 入 院 医 療 管 理 料	14 日 以内の期間		9, 932	10, 132	10, 194	
	15 日 以上 30 日 以内の期間		10, 437	10, 437	10, 452	
	31 日 以上 35 日 以内の期間		10, 644	10, 644	10, 644	
小 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料	7 日 以内の期間		30, 540	30, 740	30, 802	
	8 日 以上 14 日 以内の期間		26, 328	26, 528	26, 590	
	15 日 以上 30 日 以内の期間		26, 833	26, 833	26, 848	
	31 日 以上 35 日 以内の期間		27, 040	27, 040	27, 040	
新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料	新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 1	14 日 以内の期間		18, 984	19, 184	19, 246
		15 日 以上 30 日 以内の期間		19, 489	19, 489	19, 504
		31 日 以上 90 日 以内の期間		19, 696	19, 696	19, 696
	新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 2	14 日 以内の期間		14, 774	14, 974	15, 036
		15 日 以上 30 日 以内の期間		15, 279	15, 279	15, 294
		31 日 以上 90 日 以内の期間		15, 486	15, 486	15, 486
総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料	母 体 ・ 胎 児 集 中 治 療 室 管 理 料	14 日 以内の期間		12, 668	12, 868	12, 930
		15 日 以上 30 日 以内の期間		13, 173	13, 173	13, 188
		31 日 以上 35 日 以内の期間		13, 380	13, 380	13, 380
	新 生 児 集 中 治 療 室 管 理 料	14 日 以内の期間		18, 984	19, 184	19, 246
		15 日 以上 30 日 以内の期間		19, 489	19, 489	19, 504
		31 日 以上 90 日 以内の期間		19, 696	19, 696	19, 696
新 生 児 治 療 回 復 室 入 院 医 療 管 理 料	14 日 以内の期間		9, 300	9, 500	9, 562	
	15 日 以上 30 日 以内の期間		9, 805	9, 805	9, 820	
	31 日 以上 120 日 以内の期間		10, 012	10, 012	10, 012	

問2 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その19)」
(令和2年5月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「5月26日事務連絡」という。)において、「専用病床の確保などを行った上で新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関において、当該専用病床に入院する重症の新型コロナウイルス感染症患者について、特定集中治療室管理料等を算定する場合には、別表に示す点数を算定できる」とこととされているが、DPC対象病院の病棟においては、どのような取扱いとなるか。

(答) 医療資源を最も投入した傷病名として「U07.1 COVID-19」を選択した患者等、医科点数表により算定する患者については、5月26日事務連絡と同様の取扱いとなる。

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十三号。以下「DPC病院算定告示」という。)により算定する患者のうち、新型コロナウイルス感染症患者として入院措置がなされている期間については、DPC病院算定告示別表4から6までに規定する点数に代えて、次に示す点数を算定する。

				届出を行った入院基本料		
				特定機能病 院入院基本 料	専門病院入 院基本料	その他の入 院基本料
項目				点数		
救命救急 入院料	救命救急入院 料1	3日以内の期間		28,575	28,775	28,837
		4日以上7日以内の期間		25,656	25,856	25,918
		8日以上14日以内の期間		21,597	21,797	21,859
		15日以上30日以内の期間		22,102	22,102	22,117
		31日以上35日以内の期間		22,309	22,309	22,309
	救命救急入院 料2	3日以内の期間		33,312	33,512	33,574
		4日以上7日以内の期間		29,964	30,164	30,226
		8日以上14日以内の期間		26,019	26,219	26,281
		15日以上30日以内の期間		26,524	26,524	26,539
		31日以上35日以内の期間		26,731	26,731	26,731
	救命救急入院 料3	救命救急 入院料	3日以内の期間	28,575	28,775	28,837
			4日以上7日以内の期間	25,656	25,856	25,918
			8日以上14日以内の期間	21,597	21,797	21,859
			15日以上30日以内の期間	22,102	22,102	22,117
			31日以上35日以内の期間	22,309	22,309	22,309

		広 範 囲 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 料	3 日以内の期間	28, 575	28, 775	28, 837		
			4 日以上 7 日以内の期間	25, 656	25, 856	25, 918		
			8 日以上 14 日以内の期間	22, 860	23, 060	23, 122		
			15 日以上 30 日以内の期間	23, 365	23, 365	23, 380		
			31 日以上 60 日以内の期間	23, 572	23, 572	23, 572		
	救命救急入院 料 4	救 命 救 急 入院料	3 日以内の期間	33, 312	33, 512	33, 574		
			4 日以上 7 日以内の期間	29, 964	30, 164	30, 226		
			8 日以上 14 日以内の期間	26, 019	26, 219	26, 281		
			15 日以上 30 日以内の期間	26, 524	26, 524	26, 539		
			31 日以上 35 日以内の期間	26, 731	26, 731	26, 731		
		広 範 囲 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 料	3 日以内の期間	33, 312	33, 512	33, 574		
			4 日以上 7 日以内の期間	29, 964	30, 164	30, 226		
			8 日以上 14 日以内の期間	26, 019	26, 219	26, 281		
			15 日以上 30 日以内の期間	23, 365	23, 365	23, 380		
			31 日以上 60 日以内の期間	23, 572	23, 572	23, 572		
		特 定 集 中 治 療 室 管 理 料	特定集中治療 室管理料 1	7 日以内の期間		40, 539	40, 739	40, 801
				8 日以上 14 日以内の期間		35, 805	36, 005	36, 067
				15 日以上 30 日以内の期間		36, 310	36, 310	36, 325
				31 日以上 35 日以内の期間		36, 517	36, 517	36, 517
			特定集中治療 室管理料 2	特 定 集 中 治 療 室 管 理 料	7 日以内の期間		40, 539	40, 739
8 日以上 14 日以内の期間					35, 805	36, 005	36, 067	
15 日以上 30 日以内の期間					36, 310	36, 310	36, 325	
31 日以上 35 日以内の期間					36, 517	36, 517	36, 517	
広 範 囲 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 料	7 日以内の期間			40, 539	40, 739	40, 801		
	8 日以上 14 日以内の期間			36, 405	36, 605	36, 667		
	15 日以上 30 日以内の期間			36, 910	36, 910	36, 925		
	31 日以上 60 日以内の期間			37, 117	37, 117	37, 117		
特定集中治療 室管理料 3	7 日以内の期間		26, 997	27, 197	27, 259			
	8 日以上 14 日以内の期間		22, 260	22, 460	22, 522			
	15 日以上 30 日以内の期間		22, 765	22, 765	22, 780			
	31 日以上 35 日以内の期間		22, 972	22, 972	22, 972			
特定集中治療 室管理料 4	特 定 集 中 治 療 室 管 理 料	7 日以内の期間		26, 997	27, 197	27, 259		
		8 日以上 14 日以内の期間		22, 260	22, 460	22, 522		
		15 日以上 30 日以内の期間		22, 765	22, 765	22, 780		

			31 日以上 35 日以内の期間	22, 972	22, 972	22, 972
		広 範 囲 熱 傷 特 定 集 中 治 療 管 理 料	7 日以内の期間	26, 997	27, 197	27, 259
			8 日以上 14 日以内の期間	22, 860	23, 060	23, 122
			15 日以上 30 日以内の期間	23, 365	23, 365	23, 380
			31 日以上 60 日以内の期間	23, 572	23, 572	23, 572
ハ イ ケ ア ユ ニ ッ ト 入 院 医 療 管 理 料	ハ イ ケ ア ユ ニ ッ ト 入 院 医 療 管 理 料 1	14 日以内の期間		18, 471	18, 671	18, 733
		15 日以上 30 日以内の期間		18, 976	18, 976	18, 991
		31 日以上 35 日以内の期間		19, 183	19, 183	19, 183
	ハ イ ケ ア ユ ニ ッ ト 入 院 医 療 管 理 料 2	14 日以内の期間		10, 578	10, 778	10, 840
		15 日以上 30 日以内の期間		11, 083	11, 083	11, 098
		31 日以上 35 日以内の期間		11, 290	11, 290	11, 290
脳 卒 中 ケ ア ユ ニ ッ ト 入 院 医 療 管 理 料	14 日以内の期間		15, 945	16, 145	16, 207	
	15 日以上 30 日以内の期間		16, 450	16, 450	16, 465	
	31 日以上 35 日以内の期間		16, 657	16, 657	16, 657	
小 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料	7 日以内の期間		46, 857	47, 057	47, 119	
	8 日以上 14 日以内の期間		40, 539	40, 739	40, 801	
	15 日以上 30 日以内の期間		41, 044	41, 044	41, 059	
	31 日以上 35 日以内の期間		41, 251	41, 251	41, 251	
新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料	新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 1	14 日以内の期間		29, 523	29, 723	29, 785
		15 日以上 30 日以内の期間		30, 028	30, 028	30, 043
		31 日以上 90 日以内の期間		30, 235	30, 235	30, 235
	新 生 児 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料 2	14 日以内の期間		23, 208	23, 408	23, 470
		15 日以上 30 日以内の期間		23, 713	23, 713	23, 728
		31 日以上 90 日以内の期間		23, 920	23, 920	23, 920
総 合 周 産 期 特 定 集 中 治 療 室 管 理 料	母 体 ・ 胎 児 集 中 治 療 室 管 理 料	14 日以内の期間		20, 049	20, 249	20, 311
		15 日以上 30 日以内の期間		20, 554	20, 554	20, 569
		31 日以上 35 日以内の期間		20, 761	20, 761	20, 761
	新 生 児 集 中 治 療 室 管 理 料	14 日以内の期間		29, 523	29, 723	29, 785
		15 日以上 30 日以内の期間		30, 028	30, 028	30, 043
		31 日以上 90 日以内の期間		30, 235	30, 235	30, 235
新 生 児 治 療 回 復 室 入 院 医 療 管 理 料	14 日以内の期間		14, 997	15, 197	15, 259	
	15 日以上 30 日以内の期間		15, 502	15, 502	15, 517	
	31 日以上 120 日以内の期間		15, 709	15, 709	15, 709	

問3 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その22)」
(令和2年6月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「6月15日事務連絡」という。)において、療養病棟入院基本料等を算定する場合、介護老人保健施設等に入所等している場合及び入院中以外において一部の医学管理等を算定する場合における、SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出及びSARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出の取扱いが示されたところだが、それぞれどの時点の診療から対象となるか。

(答) SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)核酸検出については令和2年3月6日以降、SARS-CoV-2(新型コロナウイルス)抗原検出については同年5月13日以降に実施された診療から対象となる。

以上